

○文部科学省訓令第十一号

文部科学省人事評価実施規程を次のように定める。

平成二十一年九月十五日

文部科学大臣 塩谷 立

文部科学省人事評価実施規程

(総則)

第一条 文部科学省の職員（スポーツ庁の職員（スポーツ庁長官、次長及び審議官を除く。）、文化庁の職員（文化庁長官、次長、審議官及び文化財鑑査官を除く。）及び国立教育政策研究所の職員（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第三十一条第一項に規定する専ら研究又は教育に従事する者（文部科学大臣により任命された者を除く。）に限る。）を除く。以下「職員」という。）の人事評価は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）、人事評価の基準、方法等に関する政令（平成二十一年政令第三十一号）、人事評価の基準、方法等に関する内閣官房令（平成二十一年内閣府令第三号）、教育公務員特例法及び教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）に定めるもののほか、この規程の定めると

ころにより実施する。

(人事評価の実施の除外)

第二条 人事評価は、次に掲げる職員については、実施しない。

一 非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員を除く。

)

二 実施権者が給与等への反映の余地がないものとして指定する臨時的職員

(評価者、調整者、実施権者等)

第三条 人事評価の評価者、調整者及び実施権者は、別表一のとおりとする。

2 実施権者は、人事評価の目的に沿った適正な運用に資するよう、評価者又は調整者の補助者をそれぞれ指定することができるほか、評価者又は調整者にそれぞれの補助者を指定させることができるものとし、補助者を置いた場合は、被評価者に対して周知するものとする。

(人事評価記録書及び評語の基準)

第四条 人事評価は、別紙一「人事評価記録書」(以下「記録書」という。)を用いて実施するものとする。

る。

2 人事評価の評語は、別紙二「評語等の解説」に掲げる基準によるものとする。

(定期評価の実施)

第五条 定期評価は、能力評価及び業績評価により、毎年十月一日から翌年九月三十日までの期間を単位として実施する。

2 定期評価の評価期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間によるものとする。

一 能力評価 毎年十月一日から翌年九月三十日まで

二 業績評価 毎年十月一日から翌年三月三十一日まで及び四月一日から九月三十日まで

3 能力評価における評価項目及び評価項目に係る能力が具現されるべき行動は、被評価者の職務の種類、所属する部局又は機関等及び職制上の段階に応じ、別紙三のとおりとする。

4 定期評価は、次条から第十条までの規定及び別紙四「実施要領」に従い実施する。

(自己申告)

第六条 評価者は、次条の評価を行うに際し、その参考とするため、被評価者に対して、あらかじめ、当該

評価期間中の発揮した能力及び挙げた業績に関する自らの認識その他評価の参考となるべき事項について  
申告を行わせるものとする。

(評価、調整及び確認)

第七条 評価者は、全体評語及び個別評語を付すことにより評価を行うものとする。

2 調整者は、評価者による評価について、不均衡があるかどうかという観点から審査を行い、全体評語を付すことにより調整を行うものとする。

3 実施権者は、調整者による調整（別表一において、調整者を指定していない場合には、評価者による評価）について審査を行い、適当と認める場合には、記録書の実施権者欄に氏名及び確認の日付を記載することにより、確認を行うものとする。

4 補助者は、評価者又は調整者に対し、被評価者の職務遂行状況についての情報提供等を行うことができる。ただし、第一項に規定する評価及び第二項に規定する調整を行うことはできない。

(評価結果の開示)

第八条 評価者は、被評価者の開示に関する意思の確認を行った上で、評価結果の開示を希望しない被評価

者を除き、能力評価及び業績評価の全体評語を開示するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、評価結果の開示を希望しない被評価者について、当該被評価者に係る定期評価の全体評語が、六段階評価の職員にあつては「不十分」又は「やや不十分」、三段階評価の職員にあつては「C」、二段階評価の職員にあつては「乙」である場合には、当該全体評語を開示しなければならぬ。

- 3 前二項による評価結果の開示は、原則として口頭により行うものとする。

(面談)

第九条 評価者は、実施権者の確認が行われた後、期末面談において、被評価者に前条に規定する評価結果の開示を行うとともに、評価結果及びその根拠となる事実に基づき指導及び助言を行うものとする。

- 2 評価者は、評価期間の開始に際し、業績評価についての目標の設定その他被評価者が果たすべき役割を確定するために被評価者と期首面談を行うものとする。なお、期首面談は、期末面談に合わせて行うことができる。また、評価補助者は、目標設定の補助等を行うことができる。

- 3 評価者は、期首面談又は期末面談に、評価補助者を同席させることができる。なお、期末面談におい

て、前条に規定する評価結果の開示を行う際にも評価補助者を同席させる場合には、被評価者の十分な理解と同意を得た上で行うものとする。

4 評価者は、指導及び助言等をより効果的に行う観点から必要と認める場合には、期首面談又は期末面談について、評価補助者と認識を共有し、評価補助者及び被評価者の十分な理解と同意を得た上で、評価補助者に代行させることができる。また、期末面談において、前条に規定する評価結果の開示を評価補助者に代行させる場合には、評価及び評価結果の開示はあくまでも評価者の責任の下で行うものであることに十分留意するものとする。

5 前四項に定めるもののほか、面談に必要な事項は、別紙四「実施要領」で定める。  
(定期評価についての異なる取扱い)

第十条 次に掲げる職員についての定期評価の実施に際しては、第六条、第七条第一項（個別評語に係る部分に限る。）及び前条の規定を適用しない。

- 一 別表二に掲げる職にある職員
- 二 留学その他これに類する長期間の研修を受けている職員

(特別評価の実施)

第十一条 特別評価は、条件付任用期間（条件付採用期間及び条件付昇任期間をいう。以下同じ。）中の職員に対して、当該職員の条件付任用期間開始後五ヶ月を経過した日に、能力評価により実施する。

2 特別評価は、条件付任用期間を評価期間として実施する。

3 第五条第三項の規定は、特別評価について準用する。

4 特別評価は、次条及び別紙四「実施要領」に従い実施する。

(特別評価の手続)

第十二条 特別評価の手続は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に規定する手続きを準用するものとする。

一 条件付採用期間中の職員 第七条（個別評語に係る部分を除く。）

二 条件付昇任期間中の職員 第七条（個別評語に係る部分を除く。）及び第八条

(記録書の提出及び保管)

第十三条 実施権者は、実施権者と任命権者が異なる職員に係る記録書を、確認を行った日の翌日から起算

して十日以内に任命権者に提出するものとする。

2 記録書は、次の各号に掲げる記録書の区分に応じ、当該各号に定める者が、実施権者の確認の日の翌日から五年間保管するものとする。

一 実施権者と任命権者が同一である職員（国立教育政策研究所、科学技術・学術政策研究所及び日本学士院の職員を除く。）に係る記録書 大臣官房人事課長

二 前項の規定により提出された記録書 大臣官房人事課長

三 前二号以外の記録書 任命権者

（職員の異動又は併任への対応）

第十四条 職員の異動又は併任については、別紙四「実施要領」に従い、対応するものとする。

（苦情への対応）

第十五条 職員の苦情への対応は、別表三の「苦情相談員・苦情処理機関」を設け、別紙五「苦情対応要領」により行うものとする。

2 苦情相談又は苦情処理に関わった職員は、苦情申出のあった事実及び当該内容について、その秘密の保

持に留意しなければならない。

(細則)

第十六条 この規程の実施に際し必要な事項は、大臣官房人事課長が定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この訓令は、平成二十一年十月一日から実施する。

(定期評定に関する経過措置)

第二条 文部科学省本省職員勤務評定実施規程（平成十三年文部科学省訓令第四号）第五条第二項及び国立教育政策研究所研究施設研究教育職員勤務評定実施規程（平成十三年文部科学省訓令第五号）第三条第二項中「十一月一日」とあるのは「十月一日」とする。

2 文部科学省本省職員勤務評定実施規程及び国立教育政策研究所研究施設研究教育職員勤務評定実施規程は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百八号）附則第八条第二項の規定に基づき実施される勤務成績の評定手続が終了した時点をもって廃止する。

3 文部科学省本省職員勤務評定実施規程第十三条第二項及び国立教育政策研究所研究施設研究教育職員勤務評定実施規程第十三条第二項の規定に基づく勤務評定記録書の保管については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成二十二年九月三十日文部科学省訓令第八号）

この訓令は、平成二十二年十月一日から実施する。

附 則（平成二十三年三月三十一日文部科学省訓令第五号）

この訓令は、平成二十三年四月一日から実施する。

附 則（平成二十五年三月二十七日文部科学省訓令第七号）

この訓令は、平成二十五年四月一日から実施する。

附 則（平成二十五年六月二十七日文部科学省訓令第二十六号）

この訓令は、平成二十五年七月一日から実施する。

附 則（平成二十六年五月二十九日文部科学省訓令第十二号）

この訓令は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）施行の日（平成二

十六年五月三十日）から施行する。

附 則（平成二十六年九月三十日文科科学省訓令第十六号）

この訓令は、平成二十六年十月一日から実施する。

附 則（平成二十七年九月三十日文科科学省訓令第十五号）

この訓令は、平成二十七年十月一日から実施する。

附 則（平成二十九年九月二十八日文科科学省訓令第十四号）

この訓令は、平成二十九年十月一日から実施する。

附 則（平成三十年八月十五日文科科学省訓令第十三号）

この訓令は、平成三十年八月十五日から実施し、この訓令による改正後の文科科学省人事評価実施規程の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

附 則（平成三十年八月二十一日文科科学省訓令第十四号）

この訓令は、平成三十年九月一日から実施する。

附 則（平成三十年九月二十八日文科科学省訓令第二十二号）

この訓令は、平成三十年十月一日から実施する。ただし、改正後の文部科学省人事評価実施規程別表一及び別表三（「生涯学習政策局」を「総合教育政策局」に改める部分に限る。）は、平成三十年十月十六日から適用する。

附 則（令和三年三月三十日文部科学省訓令第八号）

この訓令は、令和三年四月一日から実施する。

附 則（令和三年九月三十日文部科学省訓令第十九号）

この訓令は、令和三年十月一日から実施する。

附 則（令和四年四月二十八日文部科学省訓令第九号）

この訓令は、令和四年五月一日から実施する。

附 則（令和四年九月二十六日文部科学省訓令第十一号）

この訓令は、令和四年十月一日から実施する。

附 則（令和五年二月二十四日文部科学省訓令第二号）

1 この訓令は、令和五年四月一日から実施する。

2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この訓令の規定による改正後の文部科学省人事評価実施規程第二条第一号の規定を適用する。

附 則（令和六年九月三十日文部科学省訓令第十一号）

この訓令は、令和六年十月一日から実施する。

附 則（令和七年九月十七日文部科学省訓令第十二号）

この訓令は、令和七年十月一日から実施する。

## 別表一（第三条関係）

## 1. 事務次官、文部科学審議官、国際統括官

被評価者	評価者	調整者	実施権者
事務次官	大臣	実施しない	大臣
文部科学審議官	大臣	実施しない	大臣
国際統括官	事務次官	大臣	大臣

## 2. 大臣官房（総務課及び国際課並びに文教施設企画・防災部を除く。）

被評価者	評価者	調整者	実施権者
局長級職員	事務次官	大臣	大臣
部長級職員	官房長	事務次官	大臣
課長級職員	官房長	事務次官	事務次官
室長級職員	課長級職員	官房長	官房長
課長補佐級職員	課長級職員又は室長級職員	官房長又は課長級職員	官房長
係長級職員	室長級職員又は課長補佐級職員	課長級職員	官房長
係員級職員	室長級職員又は課長補佐級職員	課長級職員	官房長
自動車運転手	課長補佐級職員	課長級職員	官房長

## 3. 大臣官房総務課

被評価者	評価者	調整者	実施権者
課長級職員	官房長	事務次官	事務次官
室長級職員	課長級職員	官房長	官房長
課長補佐級職員	課長級職員又は室長級職員	官房長又は課長級職員	官房長
係長級職員	課長級職員、室長級職員又は課長補佐級職員	官房長、課長級職員又は室長級職員	官房長
係員級職員	課長級職員、室長級職員又は課長補佐級職員	官房長、課長級職員又は室長級職員	官房長

## 4. 大臣官房国際課

被評価者	評価者	調整者	実施権者
課長級職員	国際統括官	事務次官	事務次官
室長級職員	課長級職員	国際統括官	国際統括官
課長補佐級職員	課長級職員又は室長級職員	国際統括官又は課長級職員	国際統括官
係長級職員	室長級職員又は課長補佐級職員	課長級職員	国際統括官
係員級職員	室長級職員又は課長補佐級職員	課長級職員	国際統括官

5. 大臣官房文教施設企画・防災部

被評価者	評価者	調整者	実施権者
部長	官房長	事務次官	大臣
課長級職員	部長	官房長	事務次官
室長級職員	課長級職員	部長	官房長
課長補佐級職員	課長級職員又は室長級職員	部長又は課長級職員	官房長
係長級職員	室長級職員又は課長補佐級職員	課長級職員	官房長
係員級職員	室長級職員又は課長補佐級職員	課長級職員	官房長

6. 各局（高等教育局私学部を除く。）

被評価者	評価者	調整者	実施権者
局長	事務次官	大臣	大臣
部長級職員	局長	事務次官	大臣
課長級職員	局長	事務次官	事務次官
室長級職員	課長級職員	局長	局長
課長補佐級職員	課長級職員又は室長級職員	局長又は課長級職員	局長
係長級職員	室長級職員又は課長補佐級職員	課長級職員	局長
係員級職員	室長級職員又は課長補佐級職員	課長級職員	局長

7. 高等教育局私学部

被評価者	評価者	調整者	実施権者
部長	局長	事務次官	大臣
課長級職員	部長	局長	事務次官
室長級職員	課長級職員	部長	局長
課長補佐級職員	課長級職員又は室長級職員	部長又は課長級職員	局長
係長級職員	室長級職員又は課長補佐級職員	課長級職員	局長
係員級職員	室長級職員又は課長補佐級職員	課長級職員	局長

8. 国際統括官のつかさどる職務を助ける官職

被評価者	評価者	調整者	実施権者
課長級職員	国際統括官	事務次官	事務次官
室長級職員	課長級職員	国際統括官	国際統括官
課長補佐級職員	課長級職員又は室長級職員	国際統括官又は課長級職員	国際統括官
係長級職員	室長級職員又は課長補佐級職員	課長級職員又は室長級職員	国際統括官
係員級職員	室長級職員又は課長補佐級職員	課長級職員又は室長級職員	国際統括官

9. 国立教育政策研究所（一般行政）

被評価者	評価者	調整者	実施権者
所長	文部科学審議官	事務次官	事務次官
部長級職員	次長	所長	所長
課長級職員	総務部長	次長	所長
課長補佐級職員	課長級職員	部長級職員	所長
係長級職員	課長級職員	部長級職員	所長
係員級職員	課長級職員	部長級職員	所長

10. 国立教育政策研究所（研究）

被評価者	評価者	調整者	実施権者
次長	所長	事務次官	事務次官
部長級職員	次長	所長	所長
室長級職員	部長級職員	次長	所長

11. 科学技術・学術政策研究所（一般行政及び技能・労務）

被評価者	評価者	調整者	実施権者
所長	文部科学審議官	事務次官	事務次官
課長級職員	総務研究官	所長	所長
課長補佐級職員	課長級職員	所長	所長
係長級職員	課長級職員	所長	所長
係員級職員	課長級職員	所長	所長

12. 科学技術・学術政策研究所（研究）

被評価者	評価者	調整者	実施権者
総務研究官	所長	事務次官	事務次官
部長級職員	総務研究官	所長	所長
室長級職員	部長級職員	総務研究官	所長
主任研究官級職員	室長級職員	部長級職員	所長
研究官級職員	室長級職員	部長級職員	所長
研究補助員級職員	室長級職員	部長級職員	所長

13. 日本学士院

被評価者	評価者	調整者	実施権者
事務長	院長	研究振興局長	院長
係長級職員	事務長	院長	院長
係員級職員	事務長	院長	院長

14. スポーツ庁

被評価者	評価者	調整者	実施権者
長官	大臣	実施しない	大臣
次長	長官	大臣	大臣
部長級職員	次長	長官	大臣

15. 文化庁

被評価者	評価者	調整者	実施権者
長官	大臣	実施しない	大臣
次長	長官	大臣	大臣
部長級職員	次長	長官	大臣

#### 備考

1. 本表に掲げる官職については、個別の官職名を記載している場合を除き、文部科学省に置かれる官職の属する職制上の段階等に関する訓令（平成21年文部科学省訓令第4号）に規定する標準的な官職とする。ただし、高度分析交渉官は「課長級職員」に含むものとする。（別表二並びに別紙一及び別紙二において同じ）
2. 本省の「課長補佐級職員」、「係長級職員」及び「係員級職員」について、評価者に「課長級職員」を指定した場合には、調整者に「課長級職員」を指定することはできない。ただし、調整者を評価者の業務実態上の監督者の中から指定する場合を除く。
3. 本省の「係長級職員」及び「係員級職員」について、評価者に「課長級職員」を指定した場合には、調整者に「室長級職員」を指定することはできない。
4. 本省の「係長級職員」及び「係員級職員」について、評価者に「室長級職員」を指定した場合には、調整者に「室長級職員」を指定することはできない。ただし、調整者を評価者の業務実態上の監督者の中から指定する場合を除く。

別表二（第十条関係）

- (1) 本省  
事務次官級職員、本省局長級職員、本省部長級職員
- (2) 施設等機関  
国立教育政策研究所長、科学技術・学術政策研究所長、科学技術・学術政策研究所  
総務研究官
- (3) スポーツ庁  
スポーツ庁長官、スポーツ庁次長、スポーツ庁部長級職員
- (4) 文化庁  
文化庁長官、文化庁次長、文化庁部長級職員

別表三（第十五条関係）

## 1. 苦情相談員一覧

部局等	相談員	対象となる職員
本省、日本学士院、スポーツ庁及び文化庁	大臣官房人事課人事企画官、同人事評価調整官、同計画調整班主査、同計画調整班評価係長	全ての職員（国立教育政策研究所の職員及び科学技術・学術政策研究所の職員を除く。）
	総合教育政策局政策課長、同総務担当課長補佐	総合教育政策局の職員
	初等中等教育局初等中等教育企画課長、同総務担当課長補佐	初等中等教育局の職員
	高等教育局高等教育企画課長、同総務担当課長補佐	高等教育局の職員
	科学技術・学術政策局政策課長、同総務担当課長補佐	科学技術・学術政策局の職員
	研究振興局振興企画課長、同総務担当課長補佐	研究振興局の職員、日本学士院の職員
	研究開発局開発企画課長、同総務担当課長補佐	研究開発局の職員
	スポーツ庁政策課長、同総務担当課長補佐、同総務係長	スポーツ庁の職員
	文化庁政策課長、同総務担当課長補佐、同総務係長	文化庁の職員
国立教育政策研究所	総務課長、人事担当課長補佐、同人事係長	国立教育政策研究所の職員
科学技術・学術政策研究所	総務課長、人事担当課長補佐、同庶務係長	科学技術・学術政策研究所の職員

## 2. 苦情処理窓口一覧

部局等	窓口	対象となる職員
本省、日本学士院、スポーツ庁及び文化庁	大臣官房人事課計画調整班評価係	全ての職員（国立教育政策研究所の職員及び科学技術・学術政策研究所の職員を除く。）
国立教育政策研究所	総務課人事係	国立教育政策研究所の職員
科学技術・学術政策研究所	総務課庶務係	科学技術・学術政策研究所の職員

## 3. 審理機関

部局等	審理機関（決裁権者）
本省、日本学士院、スポーツ庁及び文化庁	大臣官房人事課人事評価調整官、同計画調整班、同任用班、同給与班（大臣官房人事課長）
国立教育政策研究所	総務課（総務課長）
科学技術・学術政策研究所	総務課（総務課長）